

議案第 18 号

羽生市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

羽生市入学準備金貸付条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(貸付金の申請等) 第 6 条 (略) 2 申請者は、前項の規定により申請するときは、次に掲げる要件を備えた連帯保証人を 1 人立てなければならない。 (1) (略) (2) 独立の生計を営む <u>満 18 歳</u> 以上の者であること。 (3) ・ (4) (略) 3 (略)	(貸付金の申請等) 第 6 条 (略) 2 申請者は、前項の規定により申請するときは、次に掲げる要件を備えた連帯保証人を 1 人立てなければならない。 (1) (略) (2) 独立の生計を営む <u>満 20 歳</u> 以上の者であること。 (3) ・ (4) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明